

1. 都市計画道路見直しの背景と必要性

1.1 都市計画道路の機能

都市計画道路とは、都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路です。

都市計画道路の機能は、大別して①交通機能、②空間機能、③市街地形成機能の3つの機能を有しており、本市では、令和5年度末時点で152路線を都市計画決定しております。

表 1-1 都市計画道路の機能

①交通機能	通行機能		人や物資の移動の通行空間
	沿道利用機能		沿道の土地利用のための出入等
②空間機能	都市環境機能		景観等の都市環境保全
	都市防災機能	避難・救援機能	災害発生時避難通路・救援活動
		災害防止機能	火災等の拡大遅延・防止
	収容空間	公共交通のための導入空間	バス等の公共交通を導入
		供給処理・通信情報施設の空間	上下水道、ガス等の供給処理
		道路付属物のための空間	電柱、案内板等の空間
③市街地形成機能	都市構造・土地利用の誘導形成		都市の骨格としての都市主軸
	街区形成機能		宅地を区画する街区形成
	生活機能		コミュニティ空間

出典：「都市計画マニュアルⅡ【都市施設・公園緑地編】」(社)日本都市計画学会)

【鼓川通線(街路事業)】

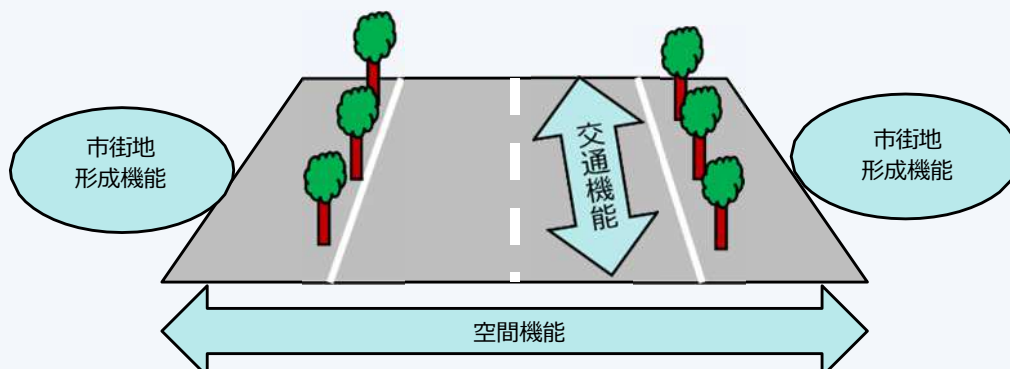
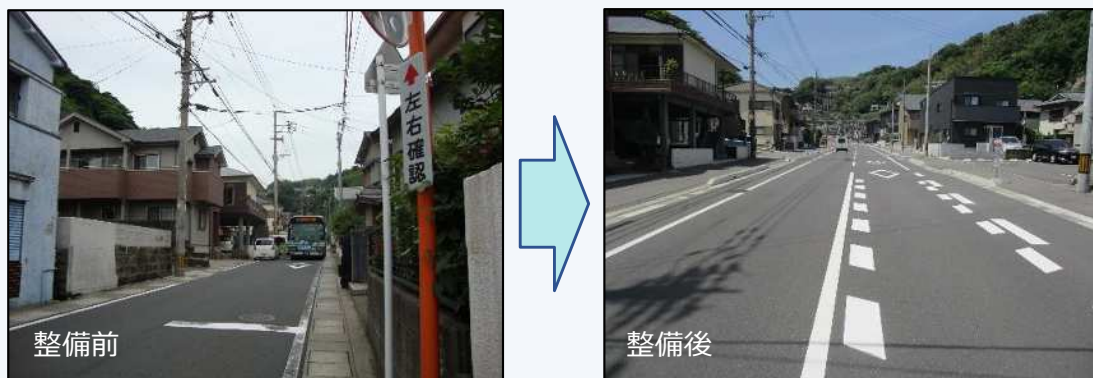


図 1-1 都市計画道路の機能（イメージ）

1. 都市計画道路見直しの背景と必要性

1.2 都市計画道路の整備状況

都市計画道路のうち、都市の骨格を形成する上で重要である幹線街路の未改良路線（25路線）を対象に検討します。

都市計画道路整備の進捗率は、全国平均67%に対して86%であり、未整備延長は約34.9kmです。

未整備路線のうち、当初都市計画決定から20年以上経過している路線が92%を占めています。

表 1-2 都市計画道路（152路線）の整備状況

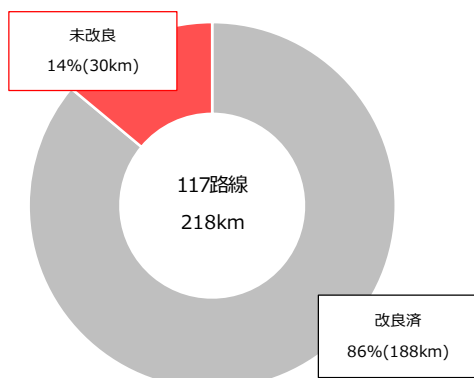
区 分			道路種別	国道	県 道			市 道	合 計	進捗率 (%)
					主要地方道	一般地方道	小 計			
鹿 児 島 市 計 画 区 域	計画決定	延長(km)		36.150	27.790	24.420	52.210	148.993	237.353	
		面積(ha)		80.792	64.740	55.879	120.619	251.436	452.847	
	改良済	延長(km)		28.190	24.040	20.040	44.080	132.703	204.973	86%
		面積(ha)		66.382	56.931	48.871	105.802	226.364	398.547	88%
計 画 区 域 外 市 道	計画決定	延長(km)		1.520	3.360	0.000	3.360	1.490	6.370	
		面積(ha)		3.040	5.152	0.000	5.152	1.937	10.129	
	改良済	延長(km)		0.670	2.280	0.000	2.280	0.880	3.830	60%
		面積(ha)		1.340	3.584	0.000	3.584	1.144	6.068	60%
合 計	計画決定	延長(km)		37.670	31.150	24.420	55.570	150.483	243.723	
		面積(ha)		83.832	69.892	55.879	125.771	253.373	462.976	
	改良済	延長(km)		28.860	26.320	20.040	46.360	133.610	208.803	86%
		面積(ha)		67.722	60.515	48.871	109.386	227.508	404.615	87%

全国平均67%(R5.3.31 現在 都市計画現況調査より)

出典：鹿児島市の都市計画（鹿児島市 R6.3.31）

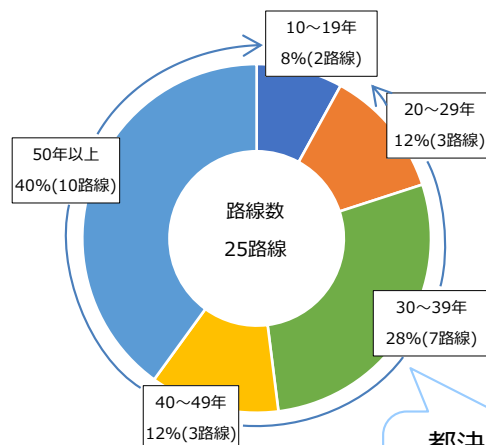
未整備路線の現状

(未整備区間の割合)



※都市計画道路のうち、
幹線街路(117路線：218km)を基に集計

(未整備路線の当初都市計画決定からの経過年数)



※未整備路線(25路線)を基に集計

都決から20年
以上経過してい
る路線が92%

図 1-2 都市計画道路の整備状況(R6.3.31)

1. 都市計画道路見直しの背景と必要性

1.4 都市計画道路見直しの流れ

都市計画道路のうち、未着手区間が存在する幹線街路25路線を対象とし、それぞれの路線について必要性等の評価を行い、学識経験者等で構成する「鹿児島市都市計画道路見直し協議会」や市民のみなさまのご意見を伺いながら、「存続路線」、「変更路線」、「廃止路線」に分類するこの基本方針を定め、最終的に都市計画変更を行ってまいります。

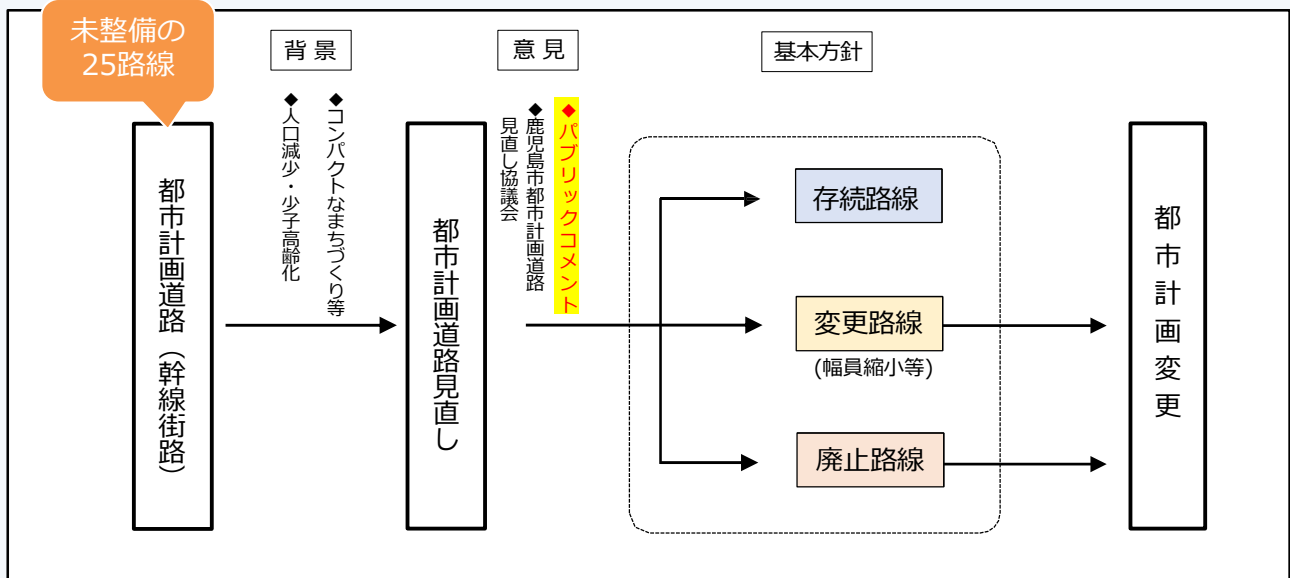


図 1-5 都市計画道路見直しの流れ

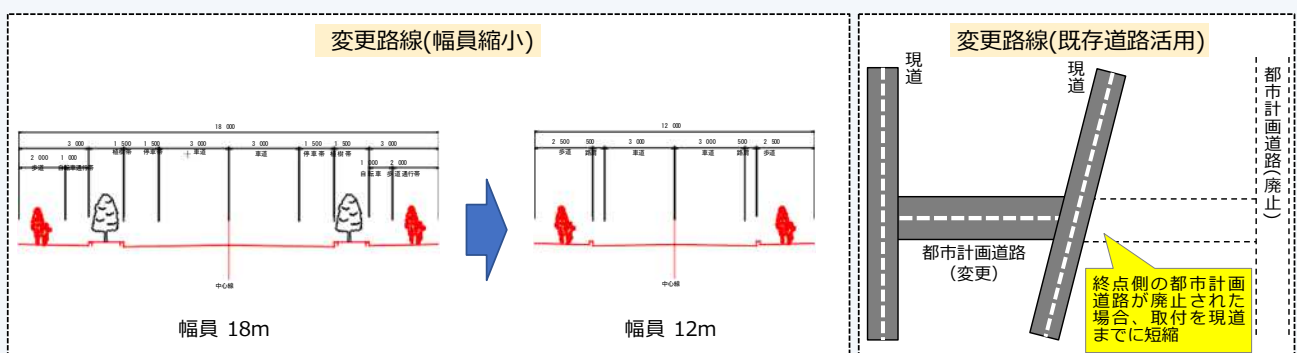


図 1-6 都市計画道路の変更（イメージ）

- 「存続路線」 都市計画道路としての必要性が高く計画決定の継続が妥当であり、事業実施において大きな課題がないと判断される路線
- 「変更路線」 都市計画道路としての必要性が高いが、事業実施において課題があり計画の変更を要すると判断される路線
- 「廃止路線」 都市計画道路としての必要性が低く、計画決定の継続が妥当でないと判断される路線

※ここで言う廃止とは都市計画道路としての整備をしないことであって、現道がある場合、その道路が廃止され通行できなくなるという意味ではありません。

1. 都市計画道路見直しの背景と必要性

1.5 見直し検討対象路線

見直し検討対象路線は、下図に示す25路線です。

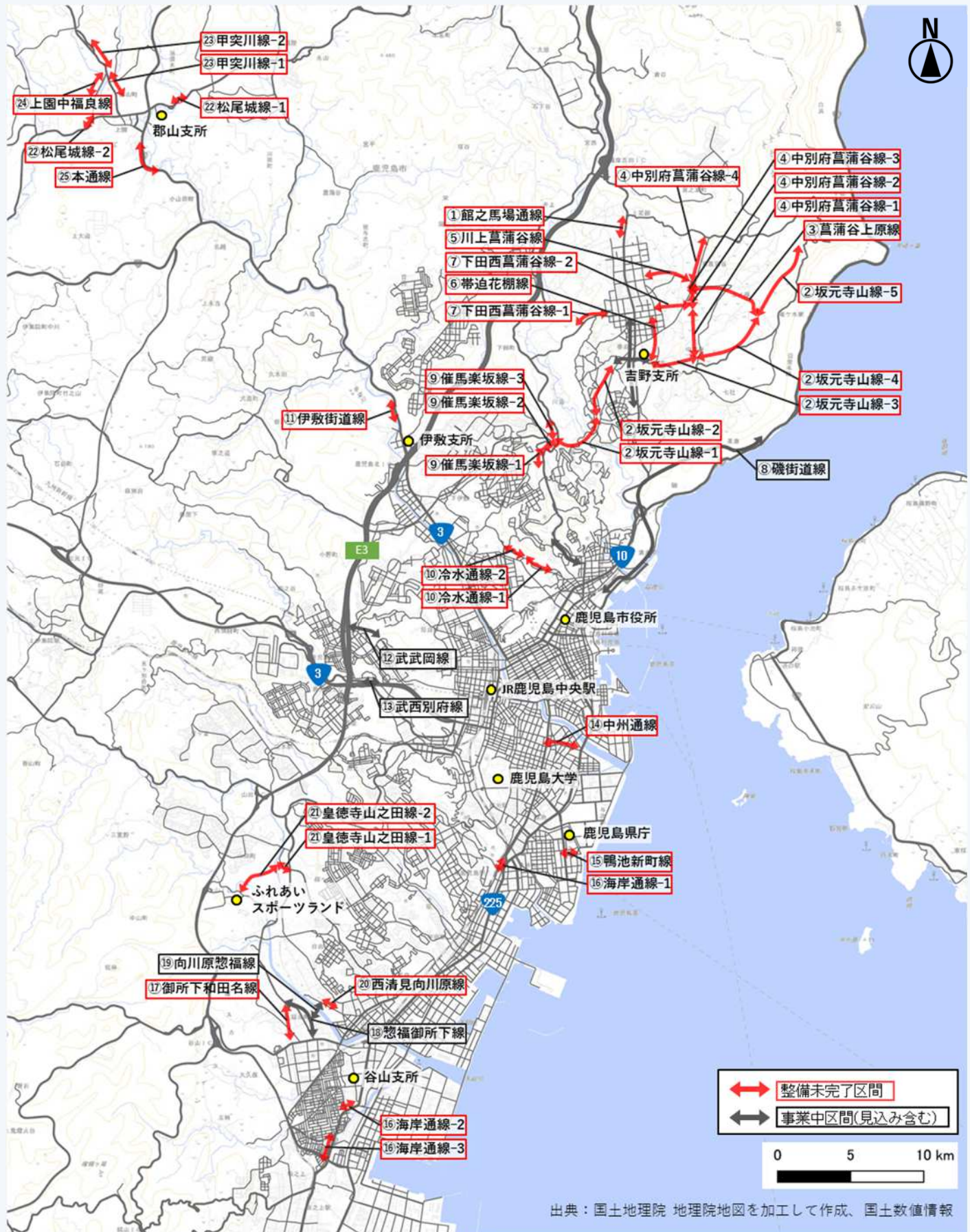


図1-7 見直し検討対象路線：都市計画道路の整備未完了区間と事業中区間（25路線）